

下関市介護職員等就労定着支援金

常勤の介護職員等または非常勤の訪問介護員として、下関市内の介護保険サービス事業所に就職される方へ、就労定着支援金を交付します。

◎常勤の介護職員等 10万円

ただし、資格（※）を有する復職者は 15万円

※資格・・・介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、介護職員初任者研修修了、介護福祉士実務者研修修了



NEW

◎非常勤の訪問介護員 5万円

交付対象者

★常勤の方

下記の【共通要件】にすべて該当し、【個別要件】のいずれかに該当する、令和6年度就職者
ただし、【個別要件】①新卒就職者のうち、令和6年度に学校等を卒業予定で、令和7年4月1日就職内定の方も対象です。

【共通要件】

- ・下関市内の介護保険サービス事業所に、常勤の介護職員等として就職する方
- ・就職する介護保険サービス事業所において就業開始日から3年以上継続して雇用される見込みがある方

※介護職員等・・・介護職員、介護従業者、訪問介護員、機能訓練指導員、サービス提供責任者、計画作成担当者、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員

【個別要件】

①新卒就職者

令和5年度に学校等を卒業した方又は令和6年度に学校等を卒業予定の方で、初めて就職される方

※学校等・・・学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校（ただし、修業期間が1年未満のもので、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程を除く。）

②転職就職者

介護職員等以外の職種を退職し、令和6年度に就職される方

③復職就職者

介護職員等を退職後、1年以上経過し、令和6年度に就職される方

NEW

★非常勤の方

④非常勤の訪問介護員

訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は夜間対応型訪問介護のサービスを利用する方の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行う方で、令和6年度に就職される方

× ただし、次に当てはまる方は、交付対象外です。

- ・過去にこの支援金の交付を受けた方
- ・介護職員等以外の職種を兼務している方（看護職員、医師、薬剤師等）
- ・暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している方

募集期間

令和6年（2024年）6月3日（月）～
 ※先着順。予算額に達し次第、募集を締め切ります。

〔 交付予定人数（先着順） 常勤 50人
 非常勤 20人 〕

※申請には、下記の書類が必要です。



下関市介護職員等就労定着支援金 必要書類一覧

	① 新卒就職者		② 転職就職者		③ 復職就職者		④ 非常勤の訪問介護員	
就業開始日	令和7年 4月1日	R6年度中	R6年度中		R6年度中		R6年度中	
申請時期	内定通知後 (就業開始前)	就業後	内定通知後 (就業開始前)	就業後	内定通知後 (就業開始前)	就業後	内定通知後 (就業開始前)	就業後
交付申請書	○（様式第1号）		○（様式第1号の2）		○（様式第1号の2）		○（様式第1号の3）	
就労計画書 (様式第2号)	就業後 遅滞なく	○	就業後 遅滞なく	○	就業後 遅滞なく	○	就業後 遅滞なく	○
内定通知の写し	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票の写し (申請者本人のもの)	○	○	○	○	○	○	○	○
卒業見込証明書 または卒業証書の写し	○	○	○	○	○	○	○	○
前職に関する 書類			○	○	○	○		
介護の資格を 証する書類					○	○		

※支援金の交付決定後に、請求書の提出が必要となります。

◎申請書等は、下関市のホームページをご覧ください。下記までお問合せください。

下関市介護保険課 庶務係（083-231-1162）
 下関市南部町1番1号 本庁舎西棟2階
 Mail:hfkagoh@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

